

自動販売機設置事業者募集要項

北海道では、下記物件に設置する飲料用自動販売機の設置事業者を募集します。

この募集に参加される方は、この募集要項をよく読み、次の事項をご承知のうえ、お申し込みください。

1 募集する物件

- (1) 契約の目的の名称
飲料用自動販売機の設置に係る建物質貸借契約
- (2) 物件の名称
次の物件番号一括して募集します。

物件番号	建物名称	所在及び地番	貸付箇所	面積	台数
江看1	北海道立江差高等看護学院校舎	檜山郡江差町字伏木戸町483番地	2階調理実習室前	1.18㎡ (幅1.49m×奥行0.79m)	1
江看2	北海道立江差高等看護学院寄宿舎(汐音寮)	檜山郡江差町字伏木戸町483番地	1階食堂前	1.18㎡ (幅1.49m×奥行0.79m)	1

※貸付面積は、回収ボックスの設置面積を含みます。

- (3) 貸付期間
令和6年4月1日から令和9年3月31日までとします。
更新はありません。
- (4) 貸付料
見積もった価格とします。
- (5) 貸付物件の仕様等
別添仕様書のとおりです。

2 応募資格要件

次の要件を全て満たす法人又は個人に限り応募することができます。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「政令」という。)第167条の4第1項に規定する者(未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は含まれない。)でないこと。
- (2) 政令第167条の4第2項の規定により競争入札への参加を排除されている者でないこと。
- (3) 暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を排除されている者でないこと。
- (4) 次に掲げる税を滞納している者でないこと。
ア 道税(個人の道民税及び地方消費税を除く。以下同じ。)
イ 本店が所在する都府県の事業税(道税の納税義務がある者を除く。)
ウ 消費税及び地方消費税
- (5) 法人にあつては北海道内に本店、支店又は営業所を有し、個人にあつては北海道内で事業を営んでいること。
- (6) 自動販売機の設置業務において、過去3年間に2年以上の管理・運営実績を有していること。

3 応募申込手続

- (1) 資格を証する書類の提出
この募集に参加を希望される方は、応募資格要件を全て満たしているか審査を行うため、見積合わせ参加資格審査申請書(兼参加申込書)及び資格を証する関係書類を提出していただきます。
- ① 申請期間
令和6年2月9日から令和6年2月26日まで(土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)の毎日 午前9時00分から午後5時00分まで ※郵送の場合は、提出期限必着とします。
- ② 提出方法
持参、郵送又は電子メールにより提出してください。
なお、電子メールで提出する場合は、PDFファイルにより提出するものとし、着信を確認してください。
- ③ 提出先

- ア 提出先の名称 北海道立江差高等看護学院
 イ 提出先の所在地 檜山郡江差町字伏木戸町483番地
 ウ 問い合わせ先
 ・電話番号 0139-52-1417
 ・電子メールアドレス hofuku.esakango1@pref.hokkaido.lg.jp

④ 提出書類 ※写しによる提出も可能

提出書類（各1部）	法人	個人	備考
見積合わせ参加資格審査申請書（兼参加申込書）	○	○	
法人登記簿謄本又は登記事項証明書	○		法務局発行のもので、発行後3ヵ月以内のもの
身分証明書		○	代表者の本籍地の市区町村発行のもので、発行後3ヵ月以内のもの
道税（道が賦課徴収するものに限る）に滞納がないことの証明書	○	○	発行後3ヵ月以内のもの。
本店が所在する都府県の事業税（道税の納付義務がある場合を除く。）に滞納がないことの証明書	○	○	発行後3ヵ月以内のもの。
消費税及び地方消費税に未納がないことの証明書	○	○	発行後3ヵ月以内のもの。
自販機設置実績を証明する書類（任意様式）	○	○	
許認可等を証する書類	○	○	許認可等を要する場合に限る。
暴力団員又は暴力団事業者に該当しない者であることの誓約書	○	○	
委任状	○	○	代理で申込みを行う場合に限る。

⑤ 押印の省略

押印を省略する場合、申請書類には、申請者等の記載事項に加え、担当者の氏名及び連絡先（電話番号）を記載してください。なお、内容等の確認のため、記載の担当者に連絡する場合があります。

⑥ 審査結果

審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知します。

(2) 見積書の提出

応募資格を全て満たしていると認められる事業者は、見積書を提出していただきます。

① 提出期間

令和6年3月1日から令和6年3月11日まで（土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の毎日 午前9時00分から午後5時00分まで ※郵送の場合は、提出期限必着とします。

② 提出方法

持参、郵送又は電子メール

③ 提出先

3の(1)③に同じ。

④ 見積書記載金額

見積書に記載する金額は、契約期間中の貸付料の総額を記載することとし、消費税及び地方消費税相当額を含めた額としてください。

⑤ 電子メールで提出する場合は、PDFファイルにより提出するものとし、着信を確認してください。

また、押印を省略する場合、見積書には、見積者等の記載事項に加え、見積書に関する本件責任者と担当者の氏名及び連絡先（電話番号）を記載してください。なお、内容等の確認のため、記載の本件責任者又は担当者に連絡する場合があります

4 設置事業者の決定

(1) 決定方法

① 有効な見積書を提出した者であって、北海道が定めた予定価格以上で、最高の価格をもって見積もった者を契約の相手方とします。

② 契約の相手方となるべき価格で見積書を提出した者が2人以上いる場合は、くじ引きにより契約の相手方を決定します。

なお、くじ引きを行う場合において、くじを引かない者があるときは、当該契約事務に関係のない職員にくじを引かせます。

(2) 契約書の作成

- 設置事業者に決定した者は、北海道と自動販売機の設置に係る建物賃貸借契約を締結します。
- (3) 契約保証金
 契約を締結する者は、契約金額の100分の10に相当する額以上の契約保証金を納付し、又はこれに代える国債、地方債その他知事が確実と認める担保を提供してください。
 ただし、北海道財務規則第171条の定めるところにより契約保証金の納付を免除された者は、この限りではありません。
- (4) 連帯保証人
 連帯保証人を必要とします。なお、個人が連帯保証人になる場合は次のとおりとします。
- ① 連帯保証人が保証する極度額を定めるものとし、当該極度額は貸付料の月額に相当する額の12ヶ月分に相当する額とします。
 - ② 借受人が連帯保証人に対し、次に掲げる事項に関する情報提供を行っていることを、契約に当たって確認するものとし、
 - ア 財産及び収支の状況
 - イ 主たる債務意外に負担している債務の有無並びにその額及び履行状況
 - ウ 主たる債務の担保として他に提供し、又は提供しようとするものがあるときは、その旨及びその内容

5 その他

- (1) 見積合わせにおいて、2に規定する資格を有しない者のした見積書の提出及びこの要項に定める募集に関する条件に違反した見積書の提出は、無効とします。
- (2) 見積書提出者と契約の締結を行わない場合
 見積書提出者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を講じることとされた場合は、当該見積書提出者とは契約の締結を行いません。
- (3) その他
 この募集要項のほか、見積心得その他関係法令の規定を承知してください。

6 参考データ

当学院は、立地条件や運営上、下記のような状況となっておりますので、見積金額の積算などにあたっては、収支の均衡を十分検討していただきますようお願いいたします。

物件番号	建物名称	所在及び地番	職員数	学生数	委託業者人数	販売本数(年間)
江看1	北海道立江差高等看護学院	檜山郡江差町 字伏木戸町483番地	15	30	0	825
江看2	北海道立江差高等看護学院 寄宿舍(汐音寮)	檜山郡江差町 字伏木戸町483番地	0	24	5	1722

- ※1 在勤者数等：令和6年2月1日現在
- ※2 一般者の来庁はほとんどなく、自動販売機利用は概ね職員と学生に限られています。
- ※3 学生は、夏期・冬期及び春期の休暇期間中に帰省するため、学院・寄宿舍とも、この間の売上は大幅に減少します。(年間70日程度)
- ※4 その他、病院実習などで長期にわたり不在となる教員や学生がいるため、上記の職員数及び学生数については※3の休暇期間以外においても減少する場合があります。
- ※5 販売本数は、令和3年度～令和5年度の平均です。(令和5年10月～令和6年3月分は、対前年度比をもとに算定)

7 募集に関する問い合わせ先

北海道立江差高等看護学院
 TEL：0139-52-1417
 FAX：0139-52-4390
 E-mail：hofuku.esakango1@pref.hokkaido.lg.jp